

# 審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名 : 技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項 : 第16条第 1 項
処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の再交付
原 権 者 : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 7 日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 大分県警察本部交通部運転免許課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部運転免許課教習所指導係 (電話 097-528-3000)
備 考 :